

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	コニカミノルタ株式会社			コード	4902
提出日	2021/5/20	異動（予定）日	2021/6/17		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	藤原 健嗣	社外取締役	○										△					有
2	程 近智	社外取締役	○										△					有
3	橘・フクシマ・咲江	社外取締役	○													○		有
4	佐久間 総一郎	社外取締役	○										△					有
5	市川 晃	社外取締役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤原健嗣氏は旭化成株式会社の特別顧問であります。同社と当社の間の取引関係は、両社において連結売上高の1%未満であり、主要取引先に該当せず、また主要株主にも該当いたしません。	当社指名委員会が定める下記の「社外取締役の独立性」の運用基準を満たし、また、左記のとおり、主要な取引先・主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、「独立役員」に指定するものであります。
2	程近智氏はアクセンチュア株式会社の相談役であります。同社と当社の間の取引関係は、両社において連結売上高の1%未満であり、主要取引先に該当せず、また主要株主にも該当いたしません。	当社指名委員会が定める下記の「社外取締役の独立性」の運用基準を満たし、また、左記のとおり、主要な取引先・主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、「独立役員」に指定するものであります。
3	橘・フクシマ・咲江氏はG&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社の間の取引関係は無く、また主要株主にも該当いたしません。	当社指名委員会が定める下記の「社外取締役の独立性」の運用基準を満たし、また、左記のとおり、主要な取引先・主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、「独立役員」に指定するものであります。
4	佐久間総一郎氏は日本製鉄株式会社の顧問であります。同社と当社の間の取引関係は、両社において連結売上高の1%未満であり、主要取引先に該当せず、また主要株主にも該当いたしません。	当社指名委員会が定める下記の「社外取締役の独立性」の運用基準を満たし、また、左記のとおり、主要な取引先・主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、「独立役員」に指定するものであります。
5	市川晃氏は住友林業株式会社の代表取締役会長であります。同社と当社の間の取引関係は、両社において連結売上高の1%未満であり、主要取引先に該当せず、また主要株主にも該当いたしません。	当社指名委員会が定める下記の「社外取締役の独立性」の運用基準を満たし、また、左記のとおり、主要な取引先・主要な株主の業務執行者その他に該当せず、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断したため、「独立役員」に指定するものであります。

4. 補足説明

○社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準
 当社指名委員会では平成19年に「社外取締役の独立性」運用基準を定めております。

〔「社外取締役の独立性」運用基準〕
 当社指名委員会は、社外取締役の独立性基準として、以下の事項に該当しないことを定めております。

①コニカミノルタグループ関係者
 ・本人がコニカミノルタグループの出身者
 ・過去5年間に於いて、家族（配偶者・子供、2親等以内の血族・姻族）がコニカミノルタグループの取締役・執行役・監査役・経営幹部の場合

②大口取引先関係者
 ・コニカミノルタグループ及び候補者本籍企業グループの双方いずれかにおいて、連結売上高の2%以上を占める重要な取引先の業務執行取締役・執行役・従業員の場合

③専門的サービス提供者（弁護士、会計士、コンサルタント等）
 ・コニカミノルタグループから過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している場合

④その他
 ・当社の10%以上の議決権を保有する株主（法人の場合は業務執行取締役・執行役・従業員）の場合
 ・取締役の相互派遣の場合
 ・コニカミノルタグループの競合企業の取締役・執行役・監査役・その他同等の職位者の場合、又は競合企業の株式を3%以上保有している場合
 ・その他の重要な利害関係がコニカミノルタグループとの間にある場合

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。